

J:COM ガス supplied by 東京ガス 加入契約約款変更（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

■ J:COM ガス supplied by 東京ガス 基本約款（東京地区等・群馬地区共通）

変更後	変更前	変更
<p>I 基本約款の適用</p> <p>1 適用</p> <p>(2)この基本約款は、一般ガス導管事業者(3(26)参照)が定める託送供給約款(3(27)参照)別表第12の供給区域等に位置付けられるお客さまに適用いたします。なお、託送供給約款の供給区域に変更があった際には、託送供給約款で変更後の供給区域が適用される日から、この基本約款においても同供給区域を適用いたします。</p> <p>(4) 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、お客さまは変更後の内容に従うものとします。この基本約款および選択約款等（以下「基本約款等」といいます。）の規定と、変更後の託送供給約款の規定に差異がある場合は、託送供給約款の規定を優先して適用します。また、基本約款等に定めのない細目的事項は、必要に応じて、基本約款等および託送供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには必要に応じて、一般ガス導管事業者と別途協議をしていただくことがあります。</p> <p>2 基本約款等の変更</p> <p>(1)当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款または東京ガスの一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、基本約款等を変更することがあります。この場合、原則として料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものとし、当社は、あらかじめ</p>	<p>I 基本約款の適用</p> <p>1 適用</p> <p>(2)この基本約款は、一般ガス導管事業者(3(26)参照)が定める託送供給約款(3(27)参照)別表第12の供給区域等に位置付けられるお客さまに適用いたします。</p> <p>(4) この基本約款および選択約款等（以下「基本約款等」といいます。）に定めのない細目的事項は、必要に応じて基本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>2 基本約款等の変更</p> <p>(1)当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款または東京ガスの一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、基本約款等を変更することがあります。この場合、原則として料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものとし、当社は、あらかじめ</p>	<p>追記</p> <p>変更</p>

<p>基本約款等を変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMS の送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(29) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)の契約の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がガス小売事業者の倒産やクーリング・オフ等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>(32) 「ガス需給契約」… 基本約款等にもとづくガスの供給および使用に関する契約のことをいい、ガス使用契約ともいいます。</p> <p>II 契約の成立（削除）</p> <p>7 ガス小売供給の開始（削除）</p> <p>(1) ガス需給契約の適用開始日（ガスの使用開始日ともいいます。）は、(2)に該当する場合を除き、以下のとおりといたします。</p> <p>① 他のガス小売事業者による小売供給契約等からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、契約成立日以降、最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。当社と他のガス需給契約を締結している場合は、原則として、当該契約の解約日の翌日といたします。ただし、お客さまの求め</p>	<p>基本約款等を変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(29) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)の使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がガス小売事業者の倒産やクーリング・オフ等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>(32) 「ガス需給契約」… 基本約款等にもとづくガスの供給および使用に関する契約のことをいいます。</p> <p>II 契約の成立および契約期間</p> <p>7 ガス小売供給の開始および更新</p> <p>(1) 当社は、契約成立日以降、かつ、各種手続き完了後最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）にガス小売供給を開始します。また、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とします。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日を適用開始日とする場合があります。なお、この場合はお客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p>	<p>追記</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p>
--	---	---

<p>により、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合および 27 の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日といたします。</p> <p>(3) 削除</p> <p>8 承諾の限界</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>⑤その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の正常な企業努力ではガスの供給が不可能または著しく困難な場合</p> <p>(4) 当社は、25(1)の供給または使用の制限事由や 26 の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または 20(3)の延滞手数料等をそれぞれの契約で定め</p>	<p>(3) 期間の定めのあるガス需給契約が更新される場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。</p> <p>②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。</p> <p>8 承諾の限界</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社または東京ガスの責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>⑤その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社または東京ガスの正常な企業努力ではガスの供給が不可能または著しく困難な場合</p> <p>(4) 当社は、25(1)の供給または使用の制限事由や 26 の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または 20(3)の延滞手数料等をそれぞれの契約で定め</p>	<p>追加</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	---	---

<p>る支払期限日を経過しても支払われていない場合等、または、当社の設定する与信基準等により、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>10 ガス需給契約の解約</p> <p>(2) お客さまがガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者等からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者等からの依頼を一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとのガス需給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を当社とのガス需給契約の解約日といたします。</p> <p>(4)</p> <p>①26の規定によって当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消せず、供給停止した場合。</p> <p>④その他お客さまに重大な法令違反や公序良俗違反に該当するような事実があった場合</p> <p>⑤当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社 が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき</p> <p>(8) ガスの閉栓がなされず、お客さまがガスをご利用になり、当社が東京ガスから当該ご利用分に係る取次料金の請求を受けた場合、当社はお客さまに対して当該料金を請求することができるものとします。</p> <p>Ⅲ 検針および使用量の算定</p> <p>1 2 検針の手順</p>	<p>る支払期限日を経過しても支払われていない場合等、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>10 ガス需給契約の解約</p> <p>(2) お客さまがガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者等からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者等からの依頼を一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとのガス需給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために検針が実施される日を解約日とします。</p> <p>(4)</p> <p>①31の規定によって当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消せず、供給停止した場合。</p> <p>(7) ガスの閉栓がなされず、お客さまがガスをご利用になり、当社が東京ガスから当該ご利用分に係る取次料金の請求を受けた場合、当社はお客さまに対して当該料金を請求することができるものとします。</p> <p>Ⅲ 検針および使用量の算定</p> <p>1 2 検針の手順</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
--	---	---

<p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 一般ガス導管事業者は、託送供給約款に定める「検針」の規定にもとづき、次の日に検針を行います。</p> <p>① 毎月1度のあらかじめ定めた日（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行う日を「定例検針日」といいます。）</p> <p>② 7(1)②に規定する新たにガスの使用を開始した日</p> <p>③ 10(1)から(5)の規定により解約を行った日</p> <p>④ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>⑤ その他一般ガス導管事業者が必要と認めた日</p> <p>(2) 東京ガスは、次の日に検針を行います。</p> <p>① 26の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>② 27の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>③ 7(1)①ただし書に規定する日（お客様の求めにより、当社が合意したガス適用開始日）の前日</p>	<p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行う日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮の上検針を行う日を定めます。</p> <p>(2) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した日（お客様の申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、④の場合およびスイッチングによる場合を除きます。）</p> <p>② 10(1)または(5)の規定により解約を行った日</p> <p>③ 26の規定によりガスの供給を停止した日</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	---	---

<p>④ その他東京ガスが必要と認めた日</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>(3) 7(1)②に規定する新たにガスの使用を開始した場合は、託送供給約款に定める「検針」の規定にもとづき、その直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) ガス需給契約が 10 の規定により解約される場合は、託送供給約款に定める「検針」の規定にもとづき、解約日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) (2)①の供給停止に伴う検針の直後に(2)②の供給再開に伴う検針が行われた場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>14 使用量の算定</p> <p>(1) 12 の規定にもとづき検針した場合、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み等（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、7(2)およびスイッチングの場合には、適用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)および 17(1)において同じ。）。</p>	<p>④ 27 の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>(3) (2)①の場合または 27 の規定によりガスの供給を再開した場合で、使用開始または供給再開の日とその直後の定例検針を行う日の間の日数が 4 日（26(1)に規定する休日を除きます。）以下の場合は、使用開始または供給再開の直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) ガス需給契約が 10(1)により解約される場合で、解約日直前の定例検針を行う日または定例検針日と解約日の間の日数が 3 日（26(1)に規定する休日を除きます。）以下の場合は、解約日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) (2)③の供給停止に伴う検針日と(2)④の供給再開に伴う検針日の間の日数が 4 日（26(1)に規定する休日を含みます。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>14 使用量の算定</p> <p>(1) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、7(2)およびスイッチングの場合には、適用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)、(7)および 17(1)において同じ。）。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	--	---

<p>①12(1) (ただし, ④を除きます) および(2)の日であって, 検針を行った日</p> <p>②(4)までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③(5)の規定により使用量を算定した場合は, 検針をすべきであった日</p> <p>(3)</p> <p>②12(1)②の場合または 27 の規定によりガスの供給を再開した場合, その開始または再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>(削除)</p> <p>(4) お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には, 東京ガスは託送供給約款に定める「ガス量の算定」の規定にもとづき推定された使用量をその料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量といたします。</p> <p>(削除)</p>	<p>①12(1)および(2) (ただし, ⑤を除きます) の日であって, 検針を行った日</p> <p>②(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③(8)の規定により使用量を算定した場合は, 検針をすべきであった日</p> <p>(3)</p> <p>②12(2)①の場合または 27 の規定によりガスの供給を再開した場合, その開始または再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —</p> <p>(4) 一般ガス導管事業者は, お客さまが不在等のため検針できなかった場合には, その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は, 原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。 この場合, 推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の 使用量は, 次の算式により算定いたします。</p> $V 2 = M 2 - M 1 - V 1$ <p>(備考)</p> <p>V 1 = 推定料金算定期間の使用量</p> <p>V 2 = 翌料金算定期間の使用量</p> <p>M 1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>M 2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は, 翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に, 推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に, 各々見直しいたします。</p> $\textcircled{1} V 2 = (M 2 - M 1) \times 1 / 2$	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p>
---	--	---

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に一般ガス導管事業者が検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(7)または(8)に準じて使用量を算定し直します。</p>	<p>(小数点第1位以下の端数は切り上げます。)</p> <p>② $V1 = (M2 - M1) - V2$</p> <p>(備考)</p> <p>V1 = 推定料金算定期間の使用量</p> <p>V2 = 翌料金算定期間の使用量</p> <p>M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(6) お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。</p> <p>①お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルといたします。</p> <p>②お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。</p> <p>(7) 7(1)に規定する新たにガスの使用を開始する場合の適用開始日ならびに7(2)に規定するガスの適用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。</p> <p>— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —</p> <p>(8) 一般ガス導管事業者は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(10)または(11)に準じて使用量を算定し直します。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p>
---	--	---

<p>(6) ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給約款等にもとづき、一般ガス導管事業者との協議によってその料金算定期間の使用量を定めたうえで、お客さまと当社との協議によって使用量を算定いたします。</p> <p>(7) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、託送供給約款に定める「ガス量の算定」の規定にもとづき、一般ガス導管事業者との協議によってその料金算定期間の使用量を定めたうえで、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。</p> <p>(8) 災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえあらためて使用量を算定し直します。</p> <p>(9) 24(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、託送供給約款に定める「ガス量の算定」の規定にもとづき使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>	<p>(9)ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給約款等に定めるところにより、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定し、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。</p> <p>(10) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。</p> <p>(11) 一般ガス導管事業者は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえあらためて使用量を算定し直します。</p> <p>(12) 24(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>IV 料金等</p> <p>17 支払期限</p> <p>(1)</p> <p>①検針日 (12(1)②、④および 12(2)②、③を除きます。)</p> <p>②14(6)、(7)または(8)後段の規定 ((5)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p>	<p>IV 料金等</p> <p>17 支払期限</p> <p>(1)</p> <p>①検針日 (12(2)①、④、⑤および 14(8)を除きます。)</p> <p>②14(9)、(10)または(11)後段の規定 ((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

<p>③14(5)前段または(8)前段の規定 ((5)後段の規定により準じる場合を含みます。) が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>18 料金の算定</p> <p>— 料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、選択約款等の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間の料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、20、別表第1および別表第2および選択約款等においても同様とします。）を算定いたします。（削除）</p> <p>— 料金算定期間および日割計算 —</p> <p>(3)</p> <p>①定例検針日もしくは12(1)⑤、12(2)③または④の翌日から、次の定例検針日もしくは12(1)⑤または12(2)④の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合（7(2)の場合を含みます。）</p> <p>②7(1)②の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>③10(1)または(5)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第1によります。</p>	<p>③14(8)前段または(11)前段の規定 ((8)後段の規定により準じる場合を含みます。) が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>18 料金の算定</p> <p>— 料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、選択約款等の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間の料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、20、別表第3および別表第4および選択約款等においても同様とします。）を算定いたします。ただし、ガス工事約款の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量にもとづき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします ((4)および(5)の場合も同様といたします。)</p> <p>— 料金算定期間および日割計算 —</p> <p>(3)</p> <p>①定例検針日もしくは12(2)⑥または⑦の翌日から、次の定例検針日もしくは12(2)⑥または⑦の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合（スイッチングおよび7(2)の場合を含みます。）</p> <p>②12(2)①の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>③10(1)または(5)の規定により終了等を行い、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第3によります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	---	---

<p>(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2によりま す。</p> <p>19 料金の精算等</p> <p>(1)当社は、14(4)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、 推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直 し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。</p> <p>(2)当社は、すでに料金としていただいた金額と14(6)、(7)、(8)の規定により算定し た使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。</p> <p>(3)当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術 平均値が、24(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表 第3の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引 いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>V 供給</p> <p>24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>(1)東京ガスは、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいま す。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガスの消費機器に対する適合性を 示すもので、別表第4の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるも のです。</p> <p>25 供給または使用の制限等</p> <p>(1)</p> <p>②ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると認めた場合</p>	<p>(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第4によりま す。</p> <p>19 料金の精算等</p> <p>(1)当社は、14(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、 推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直 し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。</p> <p>(2)当社は、すでに料金としていただいた金額と14(9)、(10)、(11)の規定により算 定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。</p> <p>(3)当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術 平均値が、24(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表 第5の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引 いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>V 供給</p> <p>24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>(1)東京ガスは、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいま す。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガスの消費機器に対する適合性を 示すもので、別表第6の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるも のです。</p> <p>25 供給または使用の制限等</p> <p>(1)</p> <p>②ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると当社、東京ガスまたは一 般ガス導管事業者が認めた場合</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	--	---

<p>⑤ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（31(1)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑨お客さまが、29, 31, 32 の保安にかかる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者への協力または責任の規定に違反し、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合</p> <p>⑩保安上またはガスの安定供給上必要と認めた場合（31(4)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑪東京ガスが24(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合</p> <p>⑫その他、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。</p> <p>26 供給停止</p> <p>(1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。この場合、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、当社が①、②</p>	<p>⑤ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（36(1)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると当社または東京ガスが認めた場合</p> <p>⑨お客さまが託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合</p> <p>⑩保安上またはガスの安定供給上必要と当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が認めた場合（31(4)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑪その他、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると当社が認めた場合</p> <p>(2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、24(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。</p> <p>26 供給停止</p> <p>(1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。この場合、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、当社が①、②</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	--	---

<p>または③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日の 15 日程度前および 5 日程度前（いずれも休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日および 12 月 30 日を含みます。））までに予告いたします。</p> <p>(2) お客さまがガス小売供給契約に係る無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合、一般ガス導管事業者はガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社または一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>27 供給停止の解除</p> <p>(2)削除</p> <p>28 供給制限等の賠償</p> <p>(1)当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が 10(4)、25 または 26 の規定により解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社または東京ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または東京ガスは賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 当社または東京ガスが、前号にかかわらず、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社または東京ガスが賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。</p>	<p>および③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間程度および 5 日間程度（いずれも休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日および 12 月 30 日を含みます。））の日数において、少なくとも 2 回予告いたします。</p> <p>(2) 一般ガス導管事業者は、ガス小売供給契約に係る無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社または一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>27 供給停止の解除</p> <p>(2) 東京ガスは、供給の再開は原則として 9 時から 19 時の間（休日は、9 時から 17 時の間）に速やかに行います。</p> <p>28 供給制限等の賠償</p> <p>(1)当社または東京ガスが 10(4)、25 または 26 の規定により解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社または東京ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または東京ガスは賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 当社が、前号にかかわらず、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	---	---

<p>VI 保安</p> <p>30 周知および調査義務</p> <p>(1) 東京ガスは、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、書面配布または新聞、雑誌、その他の刊行物等に掲載する広告あるいは情報通信の技術を利用する方法により必要な事項をお知らせすることについて、お客さまにあらかじめ承諾いただきます。</p> <p>35 消費税法改正の場合の取り扱い</p> <p>消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものといたします。</p> <p>36 反社会勢力の排除</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(別表第 1) 料金の日割計算(1)</p> <p>(別表第 2) 料金の日割計算(2)</p> <p>(別表第 3) 標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> <p>(別表第 4) 燃焼速度・ウォツベ指数</p> <p>(別表第 5) 料金の支払方法</p>	<p>VI 保安</p> <p>30 周知および調査義務</p> <p>(1) 東京ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>35 反社会勢力の排除</p> <p>(別表第 1) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算定</p> <p>(別表第 2) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定</p> <p>(別表第 3) 料金の日割計算(1)</p> <p>(別表第 4) 料金の日割計算(2)</p> <p>(別表第 5) 標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> <p>(別表第 6) 燃焼速度・ウォツベ指数</p> <p>(別表第 7) 料金の支払方法</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	---	---

